

東近江市公の施設の使用料等の見直し



東近江市

平成26年10月

はじめに

東近江市では、「東近江市行政改革大綱」と実施計画である「東近江市集中改革プラン」が平成24年度をもって終了することを受け、新たな行財政改革を推進するため同大綱と同改革プランを統合した「東近江市行財政改革計画」を平成25年10月に策定しました。

この新たな計画では、受益者負担という視点から施設使用料等の見直しを行うこととしており、利用者である市民の視点からそのあり方を議論していただきたく、行政改革推進委員会に意見を求めました。

同委員会では、平成25年8月から5回の審議が行われ、同年12月25日に「公の施設の使用料の見直しに関する提言」を提出いただきました。

この「公の施設の使用料等の見直し」については、同委員会からの提言を尊重しながら策定したものです。今後は、受益者負担の設定根拠を明確にし、行政の説明責任を果たしながら見直しを図っていきたいと考えています。

東 近 江 市 長

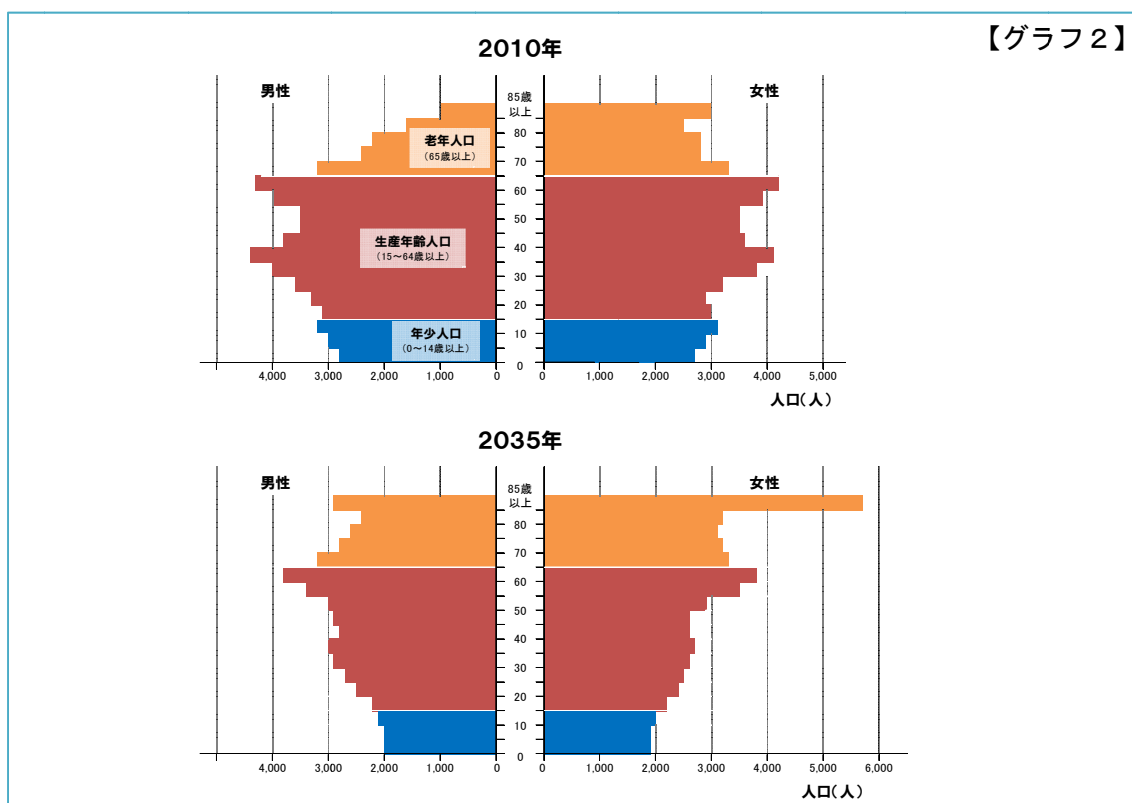
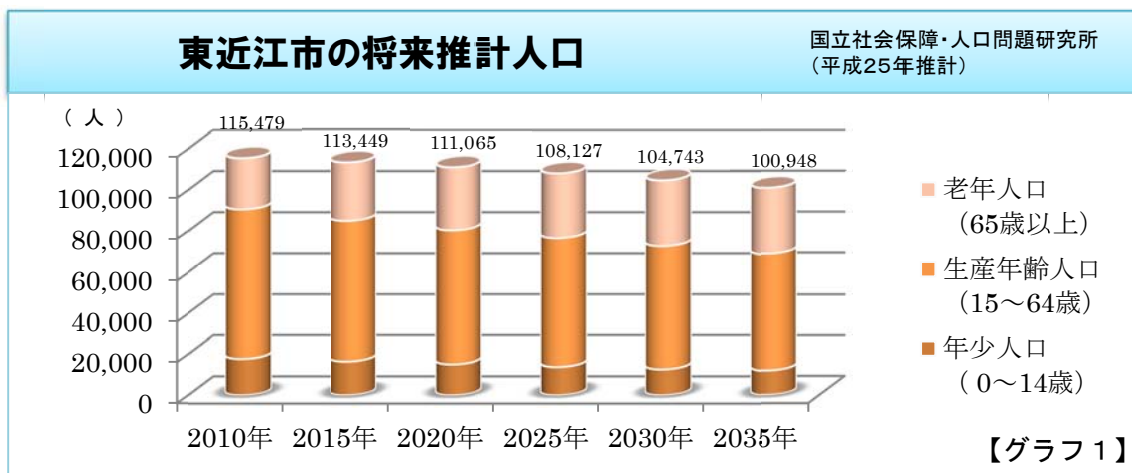
◆ 公の施設使用料等の見直し方針

1 東近江市の現状と課題

1 人口減少と少子高齢化がもたらす財政への影響

東近江市の人口は2010年の国勢調査から減少に転じました。今後の市の人口は、少子高齢化の進展により減少の一途をたどると予測されています。【グラフ1】

この人口減少時代において、特に問題となるのが、①老年人口の増大に伴う年金や医療・介護といった社会保障費の増大、②生産年齢人口の減少に伴う税収の減であり、今後、生産年齢層への負担は益々重くなると予測されます。【グラフ2】



東近江市の財政推計では、歳入は右肩下がり減少していくと予測されています。この最も大きな要因は、①生産年齢人口の減少に伴う税収の減や、②合併による地方交付税の算定の特例措置が平成27年度から段階的に引き下げられ、平成32年度をもって終了(影響額：▲40億円)することが挙げられます。

歳入に見合う歳出にするためには、今日までの行政サービスのあり方を総点検し、今後とも継続するもの、見直しを行うもの、終了するものに仕分けする必要があると考えます。

2 施設使用料等の現状と課題

東近江市では、平成23年8月に「東近江市公の施設改革計画」を策定し、現在、施設の統廃合を推進中ですが、この計画で存続・活用となった施設のうち、使用料等を徴収している施設は、下表の48施設となっています。

■使用料等を徴収している公の施設

施設名	主に貸室を行う施設			ホール	博物館・資料館	スポーツ施設	自転車駐車場	合計
	コミセン・類似	健康福祉施設	産業振興施設					
施設数	18	2	3	3	4	16	2	48
	23							

注1) 東近江市公の施設改革計画(H23.8策定)において存続・活用としている施設で、使用料等を徴収している施設。

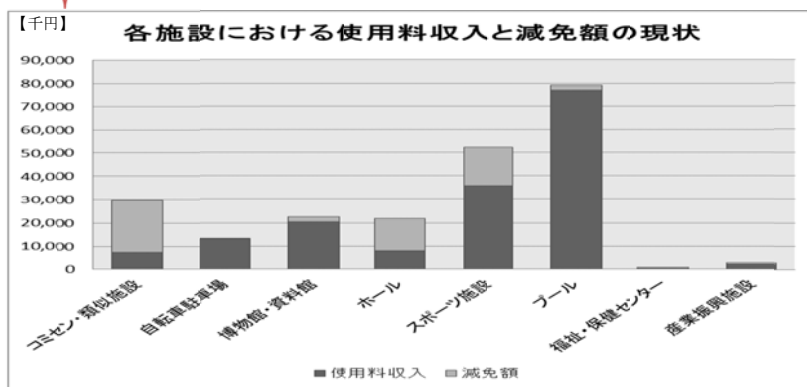
注2) 東近江市公の施設改革計画で対象外とした公営住宅・病院・上下水道施設は除く。

注3) 八日市公設地方卸売市場は特別会計によって受益と負担の関係や経営状況等、議会においてチェックされているため除く。

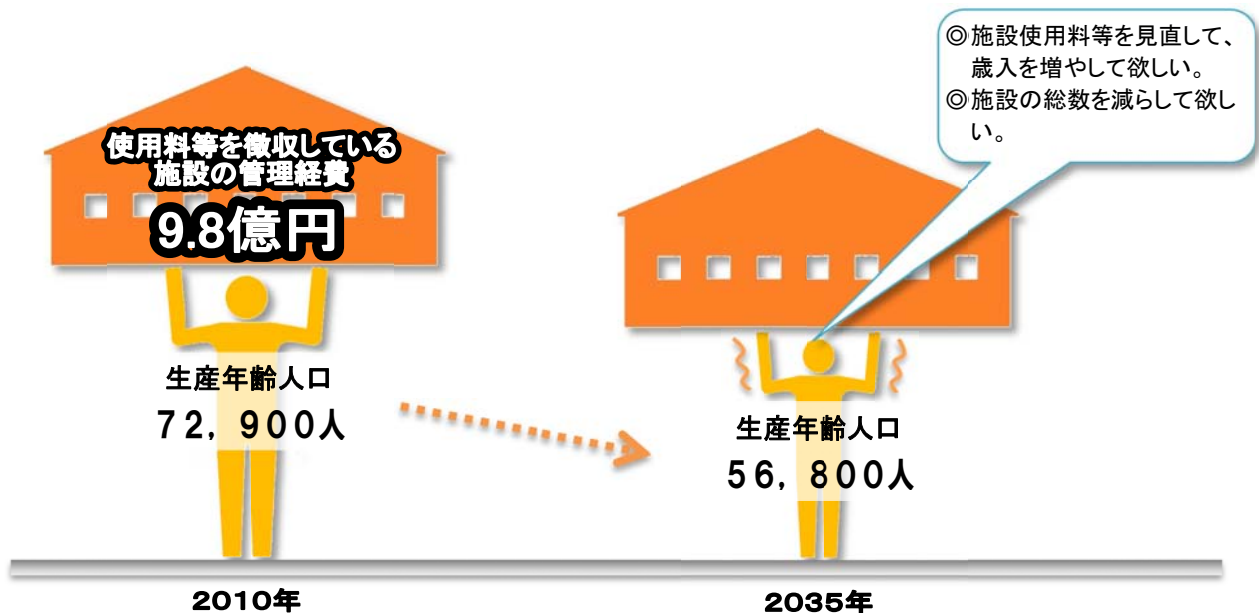
この48施設の管理経費の総額は9.8億円で、使用料等収入の総額は1.8億円となっており、管理経費に占める収入の割合は18%という状況です。

施設の管理経費は、使用料等収入(利用者)と税(市民)によって賄っており、この比率は18%対82%という状況で、「施設利用者」と「施設を利用しない市民」との間には、負担に対する不公平感が存在し、施設に応じた受益者負担のあり方が課題となっています。

また、施設使用料等の減免や免除の適用額は約0.6億円で、管理経費に占める割合は約6%に達しています。この減免・免除は、収入比率が著しく低い原因になっており、受益者負担として費用の一部を求めるという「使用料」の意味をなさない状況を招いています。更に、減免・免除の適用は、条例に基づくもの、規則に基づくもの、内部規定に基づくものと統一性がなく、軽減割合も施設間でバラツキがあります。



東近江市の生産年齢層（15歳～64歳）は下図のように減少していくと予測されています。生産年齢層の負担は今後、高齢化による社会保障費の増大によって益々重くなると予測され、施設の維持管理費についても、その総額を抑制していく必要があります。



2

施設使用料等見直しの三つの基本的な考え方

施設使用料等の見直しに際し、次の三つの基本的な考え方に基づき見直しを行います。

1 受益者負担を基本にした見直し

施設の管理運営にかかる人件費や物件費などの総経費は、使用料等（受益者負担）と税（市民）で賄われています。東近江市におけるこの比率は、2割対8割で、サービスの受け手よりも、サービスを利用しない市民が税金という形で、管理費の大部分を負担しているのが現状です。各施設の使用料等は、それぞれの条例によって規定されていますが、「使用料等は特定の利用者が、サービスの対価として支払うもの」といった考えに基づいたものになっていません。

したがって、使用料等は、「受益者負担の原則」に基づき、経費に見合う適正な負担を求めることを基本とし、見直しを行います。

2 使用料等算定方法の明確化による見直し

施設の使用料等は、合併時に同一施設においてもバラツキがありましたので、新市における公平性の確保を目的として統一を図りました。しかし、施設使用料等の額の決定は、施設の全体経費に対する利用者の負担割合という視点で料金を設定したものになっていないのが現状です。

今後は、市民にわかりやすい使用料等の算定方法を導入し、透明性を確保しながら見直しを行います。

3 使用料等減免制度の見直し

使用料等は、団体活動の支援や障害者等への配慮といった政策的な視点から、特例的に減額・免除の規定が設けられています。

しかしながら、利用のほとんどが無料や減免となるような制度は、結果として利用しない人の税金がそこへ使われることとなり、本来的な負担の公平性を損なう恐れがあります。また、このことが施設のコストに対する収入比率を著しく低くしている原因にもなっています。

そこで、使用料等の減額又は免除は、あくまでも政策的で特例的な措置であり、真にやむを得ないものに限定するという考え方を再確認した上で、受益者負担の明確化、利用者間の公平性・公正性の観点から減額・免除制度を見直します。

3

施設使用料算定方法

1 合併後の使用料の現状と今後

合併前の各市町の施設使用料は、時間区分の異なる料金体系をはじめ、土日夜間割増しなど様々でありました。

そこで、新市における施設使用料については、受益と負担の公平性を確保するため、床面積、施設の規模・形態・設備等を基準として、1時間または1回単位の設定とし、次のような基準に基づき使用料の統一を図っています。

■生涯学習・福祉施設等のホール・貸室

①ホール(固定席)
基準:施設のグレードによる
2,500円/h
2,000円/h
1,500円/h

③研修室・会議室・和室・調理室等
基準:床面積
50㎡以下 150円/h
51~100㎡ 250円/h
101㎡以上 500円/h

②多目的ホール
基準:床面積
300㎡以下 1,000円/h
301㎡以上 1,500円/h

■スポーツ施設

① 体育館(大)
基準:床面積
バレーボールコート1面 400円/h

⑤ グラウンド
基準:面積
ソフトボール1面相当面積 200円/h
※照明料金は別途設ける。

② 体育館(小)
体育館(大)の半額

⑥ トレーニングルーム
基準:1回(時間制限あり)
250円/1回

③ テニスコート
基準:1面当り
屋外 300円/h
屋内 600円/h
※照明料金は別途設ける。

⑦ プール
基準:1回(時間制限、年齢区分あり)
大人 500円/1回
中学生以下 250円/1回

④ 野球場
スタジアム 1,500円/h
その他 400円/h
※照明料金、その他の施設利用は別途設ける。

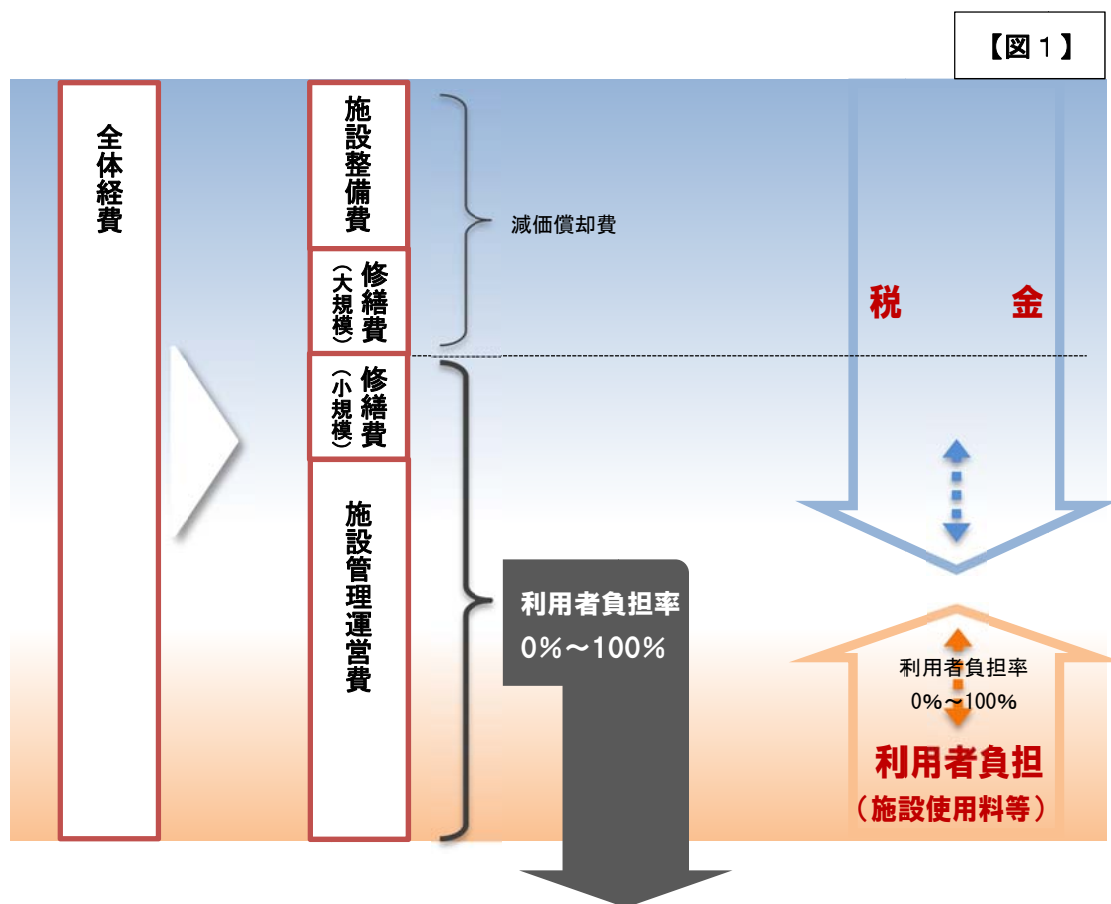
⑧ 弓道場、武道場、その他の施設
内容検討

料金設定の基本的な考え方は、合併後に統一したものであり、上記の1時間または1回単位の設定を今後も引き継ぐこととします。

2 施設の管理運営経費に対する利用者負担の考え方

(1) 減価償却費に対する利用者負担の考え方

土地や建物等の減価償却費については、全ての市民に利用の機会を提供するため市の施策として整備されたものであることから、使用料等の原価に算入しないものとし、大規模な修繕費についても同様の考え方から算入しないものとします。【図1】



(2) 施設の種類による利用者負担の考え方

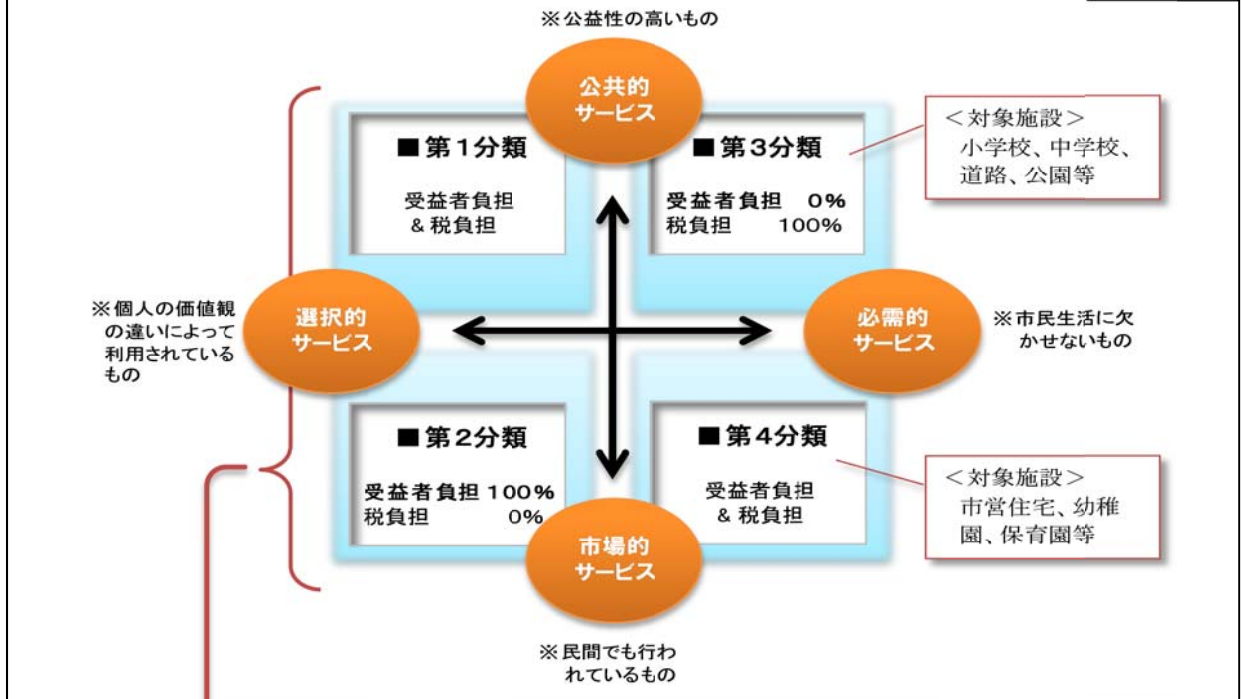
使用料等の原価は、修繕費（小規模）と管理運営費の合計を原価に算入しました。

この使用料等の原価に対する利用者負担については、施設サービスが公共的か非公共的（市場的）、かつ必需的（ほとんどの市民が必要とする。）か選択的（特定の市民が利益を受ける。）かを判断し、施設を4つに分類し、施設の特徴に合わせて負担割合を決定することとします。【図2】

この施設分類の考え方は、施設使用料等の見直しを行っている自治体の多くで採用されていますが、図2の第1分類と第2分類に該当する施設や負担割合については、自治体によって違いが見受けられます。【表1】

公の施設に対する受益者負担分類の考え方

【図2】



東近江市の受益者負担率

【表1】

施設分類	施設名	受益者負担率
■第1分類	コミセン、スポーツ施設、博物館・資料館、ホール、産業振興施設、健康福祉施設	50%
■第2分類	自転車駐車場、プール	100%

【参考】他市における分類例

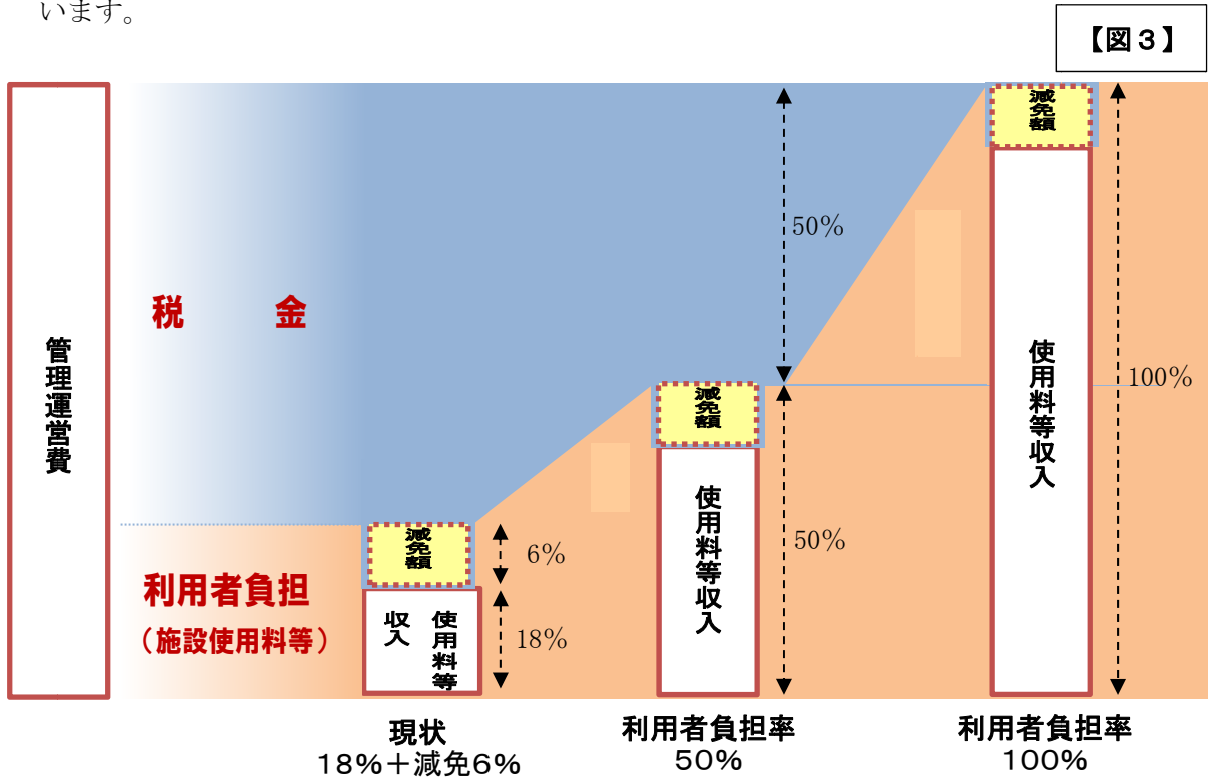
	施設名	受益者負担率
他市A	学習センター、文化センター、博物館	50%
	文化会館、スポーツ施設(体育館・球場)	75%
	スポーツ施設(テニスコート)、自転車駐車場、プール	100%
他市B	コミセン、健康福祉施設	50%
	スポーツ施設、博物館・資料館、ホール、産業振興施設、自転車駐車場	100%
他市C	コミセン、スポーツ施設、博物館・資料館、ホール、産業振興施設、健康福祉施設、自転車駐車場、プール	100%

東近江市では、次の理由から上記の分類が妥当と判断しました。

- 1 市内で民間施設と競合している施設は、自転車駐車場、プールが挙げられ、これらが第2分類に属し、その他の施設は第1分類に属している。
- 2 第1分類に属する施設は、市内に民間施設を有しない施設であり、かつ選択的サービスであることから、受益者負担は50%となっている。
- 3 第2分類に属する施設は、市内に民間施設を有する施設であり、民間施設との関連から受益者負担は100%となっている。
- 4 行政改革推進委員会からの提言と同様である。

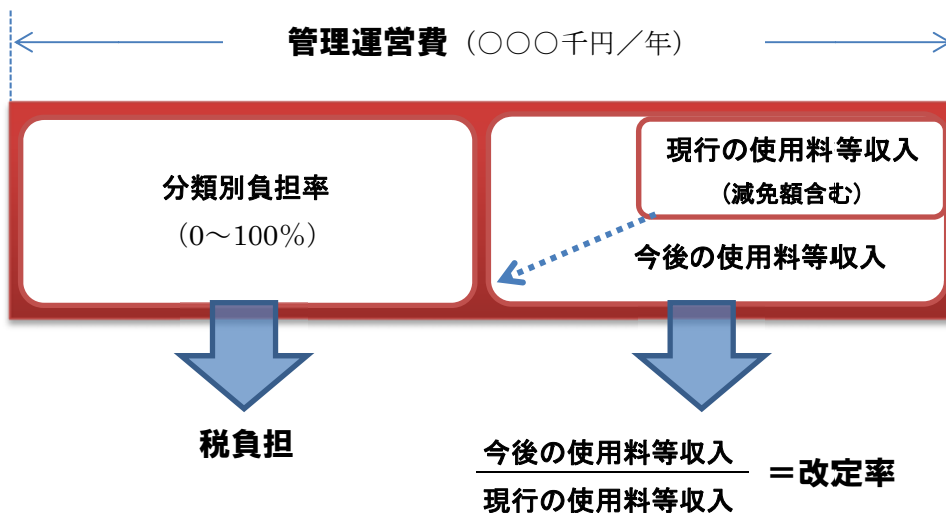
(3) 利用者負担率と減免額の考え方

現在の施設の管理運営費に対する利用者負担（使用料等収入）は、全体経費の18%という状況で、減免額は全体経費の6%になっています。これを前述の「(2) 施設の種類による利用者負担の考え方」に基づき利用者負担を50%、或いは100%にするには、図3のように「減免額+使用料等収入」が50%、或いは100%になるよう見直しを行います。



4 施設別使用料等の算定

前述の「2 施設の管理運営経費に対する利用者負担の考え方」に基づく施設使用料等の改定率は、次のような計算式になります。



先の計算式に基づく各施設分類の改定率を求めると次のようになります。

施設分類	改定率
主に貸室を行う施設（コミュニティセンター）	253%
〃（コミュニティセンター類似施設、健康福祉施設、産業振興施設）	291%
自転車駐車場	81%
博物館・資料館	289%
ホール	192%
スポーツ施設	236%
プール	161%

ただし、コミュニティセンターについては、貸室だけでなく、他の事業も行っていることから、管理運営費から貸室以外の事業に係る人件費相当分を除くこととして、改定率を算定しています。

5 急激な負担増への配慮

「4 施設別使用料等の算定」で算出した額が、現行の使用料を大幅に上回る場合、市民の急激な負担増を避けるため、原則として下表の範囲内で料金改定を行うこととします。

なお、改定後の使用料等の単位は500円単位（切り捨て）を基本とします。

現行料金	改定額の上限
500円以下	現行料金の 1.5倍
500円を超え2,000円以下	同 1.4倍
2,000円を超え10,000円以下	同 1.3倍
10,000円を超える	同 1.2倍

6 新たな使用料等減免制度

使用料等は、団体活動の支援や障害者等への配慮といった政策的な視点から、特例的に減額・免除の規定を設けています。

しかしながら、利用のほとんどが無料や減免となるような制度は、結果として利用しない

人の税金がそこへ使われることとなり、本来的な負担の公平性を損なう恐れがあります。また、このことが施設のコストに対する収入比率を著しく低くしている原因にもなっています。

そこで、使用料等の減額又は免除は、あくまでも政策的で特例的な措置であり、真にやむを得ないものに限定するという考え方を再確認した上で、受益者負担の明確化、利用者間の公平性・公正性の観点から減額・免除制度を見直します。

7 施設使用料等の見直しにあたっての留意事項

1 新たな利用料金等の適用時期について

施設使用料等については、減免の適用を受けている団体が多いことから、減免制度の見直しと料金改定を同時に実施すると急激な負担増となります。したがって、その実施については段階的に実施することとします。

2 施設サービスの向上と利用拡大について

公共施設の休館日や開館時間の見直しなど利用者の側に立った施設サービスについて、コスト面を考慮しながら検討を行い、利用者の拡大に努めます。

3 指定管理者制度導入施設における利用料金[※]制の採用について

指定管理者制度の利用料金制は、指定管理者にサービス向上のインセンティブ（動機付け）を与えることのできる制度であり、積極的な導入に努めます。

※利用料金制……公の施設の利用については、本来使用料の徴収が認められており、使用料は地方公共団体の収入となりますが、地方公共団体が適当と認めた場合には、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（利用の対価）を当該指定管理者の収入として収受させることができます。この制度を利用料金制度といいます（地方自治法 244 条の2 第8項）。利用料金制度は、施設の目的や種類などに応じて利用料金制度を適切に導入することによって、指定管理者による自主的な経営努力の発揮や、使用料徴収など会計事務の効率化が期待できます。

4 収入確保対策について

公の施設の自動販売機の設置については、特定の団体が占有しており、あり方を検討すると共に、入札制度の導入についても検討を行い収入確保に努めます。

5 定期的な使用料等の検証について

使用料等の見直しについては、使用料等の算定方法を導入し見直しを行うこととしていますが、今回の使用料等改定については、急激な料金改定を伴うことから一定の配慮を行います。しかし、本来の「施設の管理運営経費に対する利用者負担の考え方」に至っていませんので、今後も定期的に検証を行い、見直しを行うこととします。

◆ 公の施設使用料等の見直しの実施

1 新たな使用料等減免制度について

施設の分類ごとに異なった現状の減免規定については、見直しを図ります。今後、減免規定を適用する場合には、原則として下記の項目の中での対応を図ることとします。

ただし、統一基準によることが困難な施設については、負担の公平性と施設の設置目的、利用者との関係などを十分考慮して、施設ごとに設定することとします。

1. 団体使用

区 分	免除	減額 (1/2)	備考
① 市（行政委員会及び市が設置する附属機関を含む。）が主催するとき	○		
② 市（行政委員会を含む。）が共催するとき	○		
③ 施設の管理運営団体（指定管理者）が施設の管理運営目的で使用する時	○		
④ 市内の保育所、幼稚園、小学校及び中学校が保育又は教育活動を行なうため利用する場合	○		
⑤ 半数以上が市内に在住する障害者で構成する団体が利用するとき		○	
⑥ 半数以上が市内に在住する中学生以下で構成する団体が利用するとき		○	
⑦ 市長又は教育長が限定的に認める特別の事情や理由があるとき	○	○	

2. 個人使用

区 分	免除	減額 (1/2)	備考
① 市内に在住する障害者が利用するとき（介助者1名は免除）		○	
② 市内に在住する65歳以上の高齢者が利用するとき		○	
③ 市内に在住する小学生及び中学生が利用するとき		○	

2 実施時期

(1) 減免規定の見直し……平成27年4月1日から

(2) 使用料等の改定……平成28年4月1日から

※使用料等の改定は、施設条例の一部改正が伴い市議会の議決が必要となります。

3 特殊事情を考慮した施設に対する市の考え方

(1) 自転車駐車場

前述の「4 施設別使用料等の算定」において改定率は、81%と減額の対象となりますが、施設の更新や民間施設への影響を考慮して、料金は据え置くこととします。

(2) 西堀榮三郎記念探検の殿堂

現在、今後の施設のあり方等を検討しているため、当面、料金は据え置くこととします。

(3) 近江商人博物館

施設区分が博物館であるため、平成22年4月1日に改定を行った「世界風博物館東近江大風会館」の入館料と同一にします。

(4) 五個荘近江商人屋敷

入館料の改定を平成22年4月1日に行っており、料金は据え置くこととします。

(5) 世界風博物館東近江大風会館

入館料の改定を平成22年4月1日に行っており、料金は据え置くこととします。ただし、会議室はコミュニティセンター等と同様に改定します。

(6) あかね文化ホール

市の文化ホールとして位置付けているため、八日市文化芸術会館と同様の料金体系を採用します。また、使用料は県内類似施設の同一ホールを参考に改定します。

(7) 布引運動公園 陸上競技場

平成22年10月16日に竣工し、施設使用料は県内類似施設を参考に設定しているため、料金は据え置くこととします。ただし、会議室はコミュニティセンター等と同様に改定します。

(8) 布引運動公園 弓道場

弓道場の改定率は1.5倍としていますが、県内類似施設との料金を考慮し、据え置くこととします。ただし、個人使用の1回200円の使用料については、新たに午前と午後
に区分を設けて改定し、全日は、廃止をするように改定します。

(9) 長山公園

グラウンドA面については、他の野球場と同等の施設であるため、他の野球場使用料と同額として見直しを行います。

(10) テニスコート

テニスコートの改定率は1.5倍としていますが、県内類似施設との料金を考慮し、人工芝は最大1.2倍の料金改定とします。ただし、土のコートは、据え置くこととします。

(11) プール

プールの改定率は1.5倍としていますが、①プールは他の施設と比べると収入比率が比較的高いことや、②県内類似施設との料金を考慮し、最大1.2倍の料金改定とします。ただし、会議室はコミュニティセンター等と同様に改定します。

(12) 施設利用における電気料金の取扱い

スポーツ施設におけるナイター照明代は、電気料金の値上げに伴う再計算を行い、実費相当分の額に改定することとします。

4 施設別使用料の改定額

施設分類	施設名称	貸室名等	単位	改正前	改正後	備考
コミュニケーションセンター・ 類似施設	鈴鹿の里コミュニケーションセンター	会議室1	1時間	250	350	
		会議室2	1時間	250	350	
		視聴覚室	1時間	250	350	
	多目的ルーム	多目的ルーム	1時間	250	350	
		調理室	1時間	250	350	
		体育館(2面)	1時間	400	600	
	グラウンド	グラウンド	1時間	200	200	
		ホール	1時間	250	350	道の駅開設のため
	東近江市立平田コミュニティセンター	大集会室	1時間	250	350	
		研修室	1時間	150	200	
		調理実習室	1時間	150	200	
	東近江市立市辺コミュニティセンター	研修室	1時間	250	350	
		大会議室	1時間	250	350	
		和室1	1時間	150	200	
	東近江市立玉緒コミュニティセンター	和室2	1時間	150	200	
		調理実習室	1時間	150	200	
		集会室1	1時間	250	350	
	東近江市立五郎コミュニティセンター	集会室2	1時間	250	350	
		研修室	1時間	150	200	
		和室1	1時間	150	200	
	東近江市立御園コミュニティセンター	和室2	1時間	150	200	
		調理実習室	1時間	500	750	
		大会議室	1時間	150	200	
	東近江市立建部コミュニティセンター	和室	1時間	250	350	
		調理実習室	1時間	150	200	
		大会議室	1時間	500	750	
	東近江市立中野コミュニティセンター	研修室	1時間	150	200	
		和室	1時間	250	350	
		調理実習室	1時間	150	200	
	東近江市立八日市コミュニティセンター	大会議室	1時間	250	350	
		ホール	1時間	250	350	
		小ホール	1時間	150	200	
	東近江市立永源寺コミュニティセンター	小集会室	1時間	150	200	
和室1		1時間	150	200		
和室2		1時間	150	200		
東近江市立永源寺コミュニティセンター	調理実習室	1時間	150	200		
	ホール1	1時間	250	350		
	ホール2	1時間	250	350		
東近江市立永源寺コミュニティセンター	会議室	1時間	150	200		
	コミュニケーションルーム	1時間	150	200		
	多目的スペース	1時間	150	200		
東近江市立永源寺コミュニティセンター	和室1	1時間	150	200		
	和室2	1時間	150	200		
	調理室	1時間	150	200		
東近江市立南部コミュニティセンター	研修室	1時間	250	350		
	ホール	1時間	250	350		
	和室	1時間	150	200		
東近江市立永源寺コミュニティセンター	小会議室	1時間	150	200		
	調理実習室	1時間	150	200		
	もみじホール	1時間	1,000	1,400		
東近江市立永源寺コミュニティセンター	101研修室	1時間	150	200		
	102研修室	1時間	250	350		
	201会議室	1時間	250	350		
東近江市立永源寺コミュニティセンター	202和室	1時間	150	200		
	203会議室	1時間	150	200		
	301会議室	1時間	250	350		
東近江市立永源寺コミュニティセンター	302会議室	1時間	250	350		
	303会議室	1時間	150	200		
	304和室	1時間	150	200		
東近江市立永源寺コミュニティセンター	305和室	1時間	150	200		
	調理室	1時間	250	350		

施設分類	施設名称	貸室名等	単位	改正前	改正後	備考
東近江市立五個荘コミュニケーションセンター	東近江市立五個荘コミュニケーションセンター	大会議室	大会議室	1時間 2,500円	3,250円	
		小ホール	小ホール	1時間 250円	350円	
		大会議室	大会議室	1時間 250円	350円	
		研修室1	研修室1	1時間 150円	200円	
		研修室2	研修室2	1時間 150円	200円	
		研修室3	研修室3	1時間 150円	200円	
		研修室4	研修室4	1時間 150円	200円	
		研修室5	研修室5	1時間 150円	200円	
		和室	和室	1時間 150円	200円	
		調理室	調理室	1時間 150円	200円	
		ホール	ホール	1時間 2,500円	3,250円	
		研修室	研修室	1時間 500円	750円	
		会議室	会議室	1時間 150円	200円	
		学習室	学習室	1時間 150円	200円	
		多目的集会所	多目的集会所	1時間 500円	750円	
		体育室	体育室	1時間 150円	200円	
		調理実習室	調理実習室	1時間 250円	350円	
		相談室	相談室	1時間 150円	200円	
		ホール控室	ホール控室	1時間 150円	200円	
		東近江市立湖東コミュニティセンター	東近江市立湖東コミュニティセンター	多目的ホール	多目的ホール	1時間 1,500円
大会議室	大会議室			1時間 500円	750円	
会議室	会議室			1時間 250円	350円	
研修室1	研修室1			1時間 150円	200円	
研修室2	研修室2			1時間 150円	200円	
相談室	相談室			1時間 150円	200円	
視聴覚室	視聴覚室			1時間 250円	350円	
調理室	調理室			1時間 150円	200円	
和室	和室			1時間 250円	350円	
別館集会室1	別館集会室1			1時間 250円	350円	
別館集会室2	別館集会室2			1時間 250円	350円	
別館会議室	別館会議室			1時間 250円	350円	
別館和室1	別館和室1			1時間 250円	350円	
別館和室2	別館和室2			1時間 250円	350円	
別館工芸室	別館工芸室			1時間 250円	350円	
ホール	ホール			1時間 1,500円	-円	支所への移転により部屋の規模が変わるため、移転にあわせて使用料金を設定します。
研修室1	研修室1			1時間 250円	-円	
研修室2	研修室2			1時間 150円	-円	
研修室3	研修室3			1時間 150円	-円	
研修室4	研修室4			1時間 150円	-円	
和室1	和室1	1時間 150円	-円			
和室2	和室2	1時間 150円	-円			
調理実習室	調理実習室	1時間 250円	-円			
パソコン室	パソコン室	1時間 150円	-円			
東近江市立能勢川コミュニケーションセンター	東近江市立能勢川コミュニケーションセンター	小ホール	小ホール	1時間 2,000円	2,800円	
		学習室1	学習室1	1時間 1,000円	1,400円	
		学習室2	学習室2	1時間 150円	200円	
		学習室3	学習室3	1時間 250円	350円	
		学習室4	学習室4	1時間 150円	200円	
		学習室5	学習室5	1時間 150円	200円	
		学習室6A	学習室6A	1時間 250円	350円	
		学習室6B	学習室6B	1時間 250円	350円	
		学習室7	学習室7	1時間 500円	750円	
		多目的室	多目的室	1時間 250円	350円	
		調理実習室	調理実習室	1時間 250円	350円	
		相談室	相談室	1時間 250円	350円	
		工芸室	工芸室	1時間 250円	350円	
		体験道場	体験道場	1時間 1,500円	2,100円	
ふるさと文化体験学習館	ふるさと文化体験学習館	まちづくり会議室	まちづくり会議室	1時間 250円	350円	
		研修室	研修室	1時間 500円	750円	
		和室	和室	1時間 500円	750円	
		調理室	調理室	1時間 250円	350円	

施設分類	施設名称	貸室名等	単位	改正前	改正後	備考
自転車駐車場	八日市駅自転車駐車場	定期利用	1月	2,200円	2,200円	改定率は0.8倍で、料金は減額の対象となりませんが、施設の更新や民間施設への影響を考慮し、据え置くこととします。
		一般	3月	6,000円	6,000円	
		一時利用1日につき(1回ごと)	3月	2,700円	2,700円	
		定期利用	1回	7,500円	7,500円	
博物館・資料館	西福栄三郎記念探検の殿堂	能登川駅西自転車駐車場	1月	2,500円	2,500円	施設のあり方を検討しているため、料金は据え置くこととします。
		個人	1回	200円	200円	
		団体(20人以上)	1回	300円	300円	
		ホール	1回	150円	150円	
		AVルーム	1回	250円	250円	
		ミュージックスタジオ	1回	250円	250円	
		美術工作室	1回	150円	150円	
		和室	1回	150円	150円	
		薬屋	1回	200円	200円	
		照明設備一式	1回	2,000円	2,000円	
音響設備一式	1回	2,000円	2,000円			
映像設備一式	1回	2,000円	2,000円			
舞台設備一式	1回	2,000円	2,000円			
その他の備品一式	1回	2,000円	2,000円			
ピアノ	1回	2,000円	2,000円			
近江商人博物館	近江商人博物館	常設展示入館料	個人	200円	300円	入館料は、世界風博物館東近江大風会館と同一にします。
		個人	1人1回	100円	150円	
		団体	1人1回	150円	250円	
		(20人以上)	1人1回	80円	100円	
		特別展示室使用料	1人1回	2,000円	2,800円	
		午後1時から午後5時まで	1人1回	2,000円	2,800円	
		午前9時30分から午後1時まで	1人1回	4,000円	5,600円	
		午後9時30分から午後3時まで	1人1回	600円	600円	
		個人	1人1回	300円	300円	
		団体	1人1回	500円	500円	
(20人以上)	1人1回	250円	250円			
五個荘近江商人屋敷	五個荘近江商人屋敷	個人	1人1回	100円	100円	入館料の改定を平成22年4月1日に行っており、料金は据え置くこととします。
		団体	1人1回	250円	250円	
		(20人以上)	1人1回	80円	80円	
		使用料(商人屋敷1館の使用料)	1人1回	5,000円	5,000円	
		午前9時から午後4時30分まで	1人1回	5,000円	5,000円	
		午後1時から午後4時30分まで	1人1回	10,000円	10,000円	
		午前9時30分から午後4時30分まで	1人1回	300円	300円	
		個人	1人1回	150円	150円	
		団体	1人1回	250円	250円	
		(20人以上)	1人1回	100円	100円	
世界風博物館東近江大風会館	世界風博物館東近江大風会館	第1会議室	1時間	150円	200円	入館料の改定を平成22年4月1日に行っており、料金は据え置くこととします。但し、会議室はコミュニケーションセンター等と同様に改定します。
		第2会議室	1時間	150円	200円	
		第3会議室	1時間	250円	350円	
		第4会議室	1時間	250円	350円	
		舞台・ホール	1時間	1,000円	1,400円	
		会議室	1時間	150円	200円	

施設分類	施設名称	貸室名等	単位	改正前	改正後	備考		
ホール	あかね文化ホール	大ホール	平日	午前(午前9時から午後12時まで) 午後(午後1時から午後5時まで) 夜間(午後5時30分から午後9時30分まで) 午前・午後(午前9時から午後5時まで) 午後・夜間(午後1時から午後9時30分まで) 全日(午前9時から午後12時まで) 午前(午前9時から午後5時まで) 午後(午後1時から午後5時まで) 夜間(午後5時30分から午後9時30分まで) 午前・午後(午前9時から午後5時まで) 午後・夜間(午後1時から午後9時30分まで) 全日(午前9時から午後9時30分まで)	1時間 1時間	10,000円 13,000円 17,000円 23,000円 30,000円 40,000円 15,000円 20,000円 26,000円 35,000円 46,000円 61,000円	市の文化ホールとして位置付けているため、八日市文化芸術会館と同様の料金体系を採用します。また、使用料は県内類似施設の同一ホールを参考に設定します。	
			土曜日	午前(午前9時から午後12時まで) 午後(午後1時から午後5時まで) 夜間(午後5時30分から午後9時30分まで)	2,500円/時間	20,000円		
			日曜日	午前(午前9時から午後12時まで) 午後(午後1時から午後5時まで) 夜間(午後5時30分から午後9時30分まで)		26,000円		
			祝日	午前(午前9時から午後12時まで) 午後(午後1時から午後5時まで) 夜間(午後5時30分から午後9時30分まで)		35,000円		
			和室	全日(午前9時から午後9時30分まで)	1時間	150円	200円	
			練習室		1時間	500円	750円	
			会議室1		12,000円	14,400円		
			会議室2		16,000円	19,200円		
			展示室		28,000円	33,600円		
					44,000円	52,800円		
					56,000円	67,200円		
					18,000円	21,600円		
					24,000円	28,800円		
					42,000円	50,400円		
		42,000円	50,400円					
		66,000円	79,200円					
		84,000円	100,800円					
		500円	750円					
		900円	1,250円					
		500円	750円					
		400円	600円					
		2,000円	2,800円					
		400円	600円					
		250円	350円					
		2,000円	2,000円					
		1,000円	1,000円					
		300円	300円					
		1人	100円	100円				
		1人	(10人以上の団体は1団体1,000円)	1,000円				
		1時間	200円	300円				
		無料	無料	無料				
		平日1時間	2,000円	2,000円				
		休日1時間	2,500円	2,500円				
		1人1回	200円	200円				
		1時間	1,000円	1,000円				
		市内在住者1人1回(2時間以内)	400円	400円				
		市外在住者1人1回(2時間以内)	(1.1回) 4,000円	4,000円				
		回数券(1.1回)	600円	600円				
		回数券(1.1回)	6,000円	6,000円				
		1時間	250円	350円				
		1式1回	2,000円	2,000円				
		1式1回	100円	100円				
		1式1回	2,000円	2,000円				
		1式1回	30,000円	30,000円				
		1人	100円	100円				
		1人	(10人以上の団体は1団体1,000円)	1,000円				
		1面1時間	400円	400円				
		放送用具	1,000円	1,000円				
		1式1回	200円	200円				
		1人半日(午前・午後)	200円	200円				
スポーツ施設	布引運動公園	多目的グラウンド(A面、B面、C面、D面) ※1面とはフトボールコート1面をいふ。 グラウンドゴルフ場(8ホール)	貸切			陸上競技場は平成22年10月16日に竣工し、施設使用料は県内類似施設を参考に設定しているため、改定は行わないこととします。但し、会議室はコミュニケーションセンター等と同様に改定します。		
			共用	個人 団体(10人以上の場合)	1時間	400円		
			トレーニング室	※中学生以下は利用できない。	回数券(1.1回)	400円	400円	
			会議室		回数券(1.1回)	6,000円	6,000円	
			団体用(陸上競技用具)		250円	350円		
			個人(陸上競技用具)		2,000円	2,000円		
			放送用具		100円	100円		
			写真判定装置		2,000円	2,000円		
			附属設備		30,000円	30,000円		
			温水シャワー		100円	100円		
			温水シャワー		(10人以上の団体は1団体1,000円)	1,000円		
			多目的グラウンド(A面、B面、C面、D面)		400円	400円		
			放送用具		1,000円	1,000円		
			1式1回		200円	200円		

施設分類	施設名称	貸室名等		単位	改正前	改正後	備考	
弓道場	弓道場	貸切使用	午前(9:00~13:00)	1回	2,800	2,800	弓道場は、県内類似施設との料金を考慮して据え置くこととします。なお、個人使用の1回の取扱いについては、午前と午後に分け、全日は廃止をするように改定します。	
			午後(13:00~17:00)		5,000	5,000		
		個人使用	全日(9:00~17:00)	3,500	3,500	200	200	弓道場は、県内類似施設との料金を考慮して据え置くこととします。なお、個人使用の1回の取扱いについては、午前と午後に分け、全日は廃止をするように改定します。
			夜間(17:00~21:30)	200	200			
		長山公園	グラウンド	午前(9:00~13:00)	1面1時間	300	300	グラウンドは、県内類似施設との料金を考慮して据え置くこととします。A面は他の野球場と同等の施設であるため、他の野球場と同様に改定します。
				午後(13:00~17:00)		2,000	2,000	
		永源寺運動公園	グラウンド(2面)	全日(9:00~17:00)	1面1時間	2,000	600	グラウンドは、県内類似施設との料金を考慮して据え置くこととします。A面は他の野球場と同等の施設であるため、他の野球場と同様に改定します。
				夜間(17:00~21:30)		300	300	
		織公園	テニスコート(2面)	全日(9:00~17:00)	1面1時間	300	300	テニスコートは据え置くこととします。(※1)
				夜間(17:00~21:30)		300	300	
おくの運動公園	子ども広場	貸切使用	1面1時間	無料	無料	テニスコートの改定率は1.5倍としています。県内類似施設との料金を考慮し、人工芝は、最大1.2倍の料金改定とします。他のテニスコートも同様(※2)		
		個人使用	1面1時間	400	600			
		テニスコート(2面)	1面1時間	200	300			
		テニスコート(2面)	1面1時間	200	300			
		テニスコート(2面)	1面1時間	200	300			
		テニスコート(2面)	1面1時間	200	300			
		テニスコート(2面)	1面1時間	200	300			
		テニスコート(2面)	1面1時間	200	300			
		テニスコート(2面)	1面1時間	200	300			
		テニスコート(2面)	1面1時間	200	300			
ひばり公園	子ども広場	貸切使用	1面1時間	無料	無料	テニスコートの改定率は1.5倍としています。県内類似施設との料金を考慮し、人工芝は、最大1.2倍の料金改定とします。他のテニスコートも同様(※2)		
		個人使用	1面1時間	400	600			
		テニスコート(2面)	1面1時間	200	300			
		テニスコート(2面)	1面1時間	200	300			
		テニスコート(2面)	1面1時間	200	300			
		テニスコート(2面)	1面1時間	200	300			
		テニスコート(2面)	1面1時間	200	300			
		テニスコート(2面)	1面1時間	200	300			
		テニスコート(2面)	1面1時間	200	300			
		テニスコート(2面)	1面1時間	200	300			
五個荘体育館	子ども広場	貸切使用	1面1時間	無料	無料	テニスコートの改定率は1.5倍としています。県内類似施設との料金を考慮し、人工芝は、最大1.2倍の料金改定とします。他のテニスコートも同様(※2)		
		個人使用	1面1時間	400	600			
		テニスコート(2面)	1面1時間	200	300			
		テニスコート(2面)	1面1時間	200	300			
		テニスコート(2面)	1面1時間	200	300			
		テニスコート(2面)	1面1時間	200	300			
		テニスコート(2面)	1面1時間	200	300			
		テニスコート(2面)	1面1時間	200	300			
		テニスコート(2面)	1面1時間	200	300			
		テニスコート(2面)	1面1時間	200	300			

施設分類	施設名称	貸室名等	単位	改正前	改正後	備考
プール	湖東体育館 平田グラウンド やわらぎの郷公園 ふれあい運動公園 能登川スポーツセンター 蒲生運動公園 蒲生体育館 トレーニンングセンター 愛知川河川敷広場	体育館(大) (2面) ※1面とは、バレーボールコート1面をいう。	1面 1時間	400	600 円	
		グラウンド	1時間	200	300 円	
		庭根付多目的広場(4面) テニスコート(6面)	1面 1時間 1時間	300 300 円	450 円	※1
		変生広場	無料			
		グラウンド(2面) ソフトボール場(4面) バスターゴルフ場	1面 1時間 1面 1時間 1人1ラウンド	200 300 円 300 円	300 円 300 円	
		グラウンドゴルフ場	1人半日(午前・午後) 1人年間	300 6,000 円	500 円 7,800 円	使用料を平成26年4月1日に改定したため据え置くこととします。
		グラウンド	1時間	200	300 円	
		武道館	半面 1時間	200	300 円	
		体育館(2面) 会議室(A) 会議室(B)	1面 1時間 1時間 1時間	400 150 250 円	600 円 200 円 350 円	
		野球場	1時間	400	600 円	
		第一グラウンド(A面・B面・C面・D面) 第二グラウンド 第一テニスコート(2面) 第二テニスコート(6面)	1面 1時間 1時間 1面 1時間 1面 1時間	200 200 300 300 円	300 円 300 円 350 円 300 円	※2 ※1
		体育館(2面) 会議室(A・B・C) 卓球場	1面 1時間 1時間 1台 1時間	400 150 200 円	600 円 200 円 300 円	
		体育館(2面)	1面 1時間	400	600 円	
		グラウンドゴルフ場	1人半日(午前・午後) 1人年間	300 6,000 円	450 円 7,800 円	
		広場	無料			
		大人	1人1回	500	600 円	改定率は1.5倍としていますが、①プールは他の施設と比べると収入比率が比較的高いことや、②県内類似施設との料金を考慮し、最大1.2倍の料金改定とします。
		中学生以下 → 児童、生徒、高齢者及び障害者	1人1回	250	300 円	
		団体貸切	1時間	25,000 円	30,000 円	
		コース占用(コースは別料には入場料を含まない)	1コース 1時間 1時間	1,000 150 円	1,200 円 200 円	
		大人	1人1回	500	600 円	
中学生以下 → 児童、生徒、高齢者及び障害者	1人1回	250	300 円			
団体貸切	1時間	25,000 円	30,000 円			
コース占用(コースは別料には入場料を含まない)	1コース 1時間 1時間	1,000 150 円	1,200 円 200 円			
野外スノーシ	1時間	500	750 円			
調理実習室	1時間	250	350 円			
集会室	1時間	500	750 円			
母子会議室	1時間	500	750 円			
技能習得室(和室)	1時間	150	200 円			
ビジュアルーム	1時間	150	200 円			
研修室1	1時間	250	350 円			
研修室2	1時間	250	350 円			
調理実習室	1時間	250	350 円			
読書室	1時間	150	200 円			
なごみの間1	1時間	150	200 円			
なごみの間2	1時間	150	200 円			
会議室	1時間	150	200 円			
和修室	1時間	150	200 円			
会議室	1時間	500	750 円			
農産加工実習室	1時間	250	350 円			
会議室1	1時間	250	350 円			
会議室2	1時間	250	350 円			
研修室	1時間	150	200 円			
教養文化室1	1時間	150	200 円			
教養文化室2	1時間	150	200 円			
エクササイズルーム	1時間	200	300 円			
体育室	1時間	400	600 円			
ふらざき三方よし						
産業振興施設						
福祉センター 保健センター	勤労者総合福祉センターウェルネス八日市					